

会 議 記 録

会議名称	第8回（令和6年度第3回）杉並区子どもの権利擁護に関する審議会		
日時	令和6年7月2日（火）18時30分～20時30分		
場所	杉並区役所 中棟5階 第3・4委員会室		
出席者	委員名	高木委員、谷村委員、田村委員、増田委員、向井委員、曾山委員、板垣委員、横田委員、岡野委員、横山委員、若松委員、野村委員、新藤委員	
	事務局	子ども家庭部長、子ども家庭部子ども政策担当課長、子ども家庭部管理課長、子ども家庭部地域子育て支援課長、子ども家庭部児童相談所設置準備課長（子ども家庭支援課長兼務）、子ども家庭部保育課長、子ども家庭部児童青少年課長、子ども家庭部学童クラブ整備担当課長、保健福祉部障害者施策課長（障害児支援担当課長兼務）、杉並保健所保健サービス課長、教育委員会事務局庶務課長参事、教育委員会事務局済美教育センター教育相談担当課長	
傍聴者数	15名		
配付資料	資料1	杉並区子どもの権利擁護に関する審議会委員名簿及び席次表	
	資料2	杉並区子どもの権利擁護に関する審議会事務局名簿	
	資料3	杉並区子どもの権利擁護に関する審議会答申案	
	資料3別添	答申案「はじめに」	
	配布紙面	子どもワークショップの取り組み内容の発表（広報すぎなみ7月1日号紙面ほか）	
会議次第	1	開会	
	2	議題 （1）答申案について	
	3	その他 （1）審議会答申の区長への提出について （2）子どもワークショップの取組内容の発表と意見交換会について	
子ども政策担当課長	定刻になりましたので、野村会長よろしく願いいたします。		
野村会長	皆さんこんばんは。 まずは、必要な確認事項についてよろしく願いいたします。		
子ども政策担当課長	そうしましたら、事務局から、始めに定足数の確認をさせていただきます。定足数につきましては条例第5条第2項により半数の委員の出席で成立としております。本日は佐野委員からご欠席の連絡をいただいております。その他に現在、5名の方が、まだ到着していませんけれども、半数以上の出席がございますので、有効に成立していることをご報告させていただきます。 次に資料の確認をさせていただきます。席上に配付させていただきます		

	<p>した資料をご覧いただければと思います。</p> <p>まず資料1が杉並区子どもの権利擁護に関する審議会委員名簿及び席次表、資料2として杉並区子どもの権利擁護に関する審議会事務局名簿、資料3が杉並区子どもの権利擁護に関する審議会答申案。それから、次第の方には記載がございませんが、資料3別添で答申案はじめに、というものがございます。それともう1枚、「ワークショップの取り組み内容の発表」広報すぎなみ7月1日号紙面ほかを配付してございます。この他に、委員の皆様には席上に、前回の第7回審議会の会議録を配布してございます。</p> <p>また、本日皆さまにご持参いただきました資料としまして、前回第7回審議会で配布をいたしました、杉並区子どもの権利擁護に関する審議会答申案たたき台をお持ちいただいているかと思えます。</p> <p>資料については以上となりますが、不足等がございましたらお声掛けをいただければと思います。たたき台をお持ちでない方につきましても、併せてお声掛けいただければと思います。みなさま、よろしいでしょうか。</p> <p>次に、会議録作成のための録音についてでございます。本日の会議につきましても、前回同様、会議記録の作成のために録音させていただきます。後日、委員の皆様にご確認についてご連絡させていただきますので、ご協力くださいますよう、よろしく願いいたします。</p> <p>また、本日は録音、撮影等の申請はございません。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
野村会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>改めて皆さんこんばんは。</p> <p>回を重ねてきましたけれど、今日が最後の審議会ということで、答申案の取りまとめをするということになります。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>前は今日お持ちいただいた、たたき台というものをお示しいたしましたけれども、その後、皆さんにご提出いただいたご意見、それから私も少し加筆をさせていただいて、本日新たに、資料3としてお示しているかと思えます。今日の議題は主としてこの審議ということになります。</p> <p>今週5日に区長への答申を予定していますので、時間的な余裕がないのですが、うまく取りまとめができればいいなと思っております。スムーズな司会進行に努めていきたいと思っておりますが、皆さんどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは議題、答申案についてということで、まず事務局の方から、ご説明をいただければと思います。</p>
子ども政策担当課長	<p>そうしましたら、早速ですがご説明させていただきます。</p> <p>まず、前回の審議会以降、あまり時間がない中、委員の皆様からは、大変多くのご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。事務局内でいただいた意見について検討させていただくとともに、前回のたたき台には反映できていなかった、子どもワークショップでの意見についても併せて検討したうえで、会長、副会長にもご確認をいただいてこの答申案を作成したところです。</p> <p>皆様からいただいたご意見については、できるだけ取り入れるようにやってきたのですが、意見を盛り込むことで、ちょっと文章がわかりにくくなってしまっているものかと、あと具体的に書き過ぎてしまう</p>

	<p>ことで逆に制限されてしまうような懸念があるものですが、いくつかございました。そのようなものについては、子どもの権利条約の一般原則で趣旨を読み取るような形にさせていただいているところもございますので、どうかご了承をいただければと思います。</p> <p>また、現時点ではまだ誤字脱字ですとか、データが整っていないところもございます。そのようなところについては、この後、最終的に調整をさせていただければと思っておりますので、どうぞご了承いただければと思います。</p> <p>それでは早速、内容についてご説明をさせていただければと思います。本日お配りしています資料の3、1ページ目をご覧くださいければと思います。1の「杉並区の子どもの現状と課題」というところになりますけれども、ここは前回のたたき台ではまだ記載がなかったところがございます。本日は、この後の議論を大切にしたいので、この章については簡単に説明をさせていただければと思っております。</p> <p>まず、どういった形で記載をしたかといいますと、第1回、第2回の審議会で配布をしました、「杉並区の基礎資料」、それからこの審議会の中でご紹介しております「杉並区子どもと子育て家庭の実態調査」の結果、そういったものと、子どもからの意見聴取の取組で聞いた子どもの声、それと、委員の皆様にも意見聴取の取組に参加していただいておりますので、そういった中でのご意見等から、区の子どもの現状と課題についてまとめたものでございます。</p> <p>その他、前回の審議会等でいただいたご意見を踏まえまして、まず(1)のところにあります「人口」のところでは、外国ルーツの子どもや医療的ケア児の数、それから(2)の「子どもを取り巻く状況」のところでは、子どもの貧困に関連しての生活困難層の割合や、ヤングケアラーだと思われる子どもの割合、それから、次の2ページには、簡単にはございますけれども、虐待やいじめ、不登校等の状況を載せております。</p> <p>その後、(3)に「子どもの自己肯定感」を、最後に(4)として「子どもの権利について」の記載をしております。こちらについては、調査結果だけではなくて、意見聴取の取組の中で、実際にいただいた様々なご意見ですとか、そこから見えてきた課題ということで記載をさせていただきます。その中でも、ちょっとご覧いただければと思うのが、3ページの最後のところの2段落ぐらいですね、ここについては、何らかのサポートが必要な子どもへの配慮の必要性について、子ども日本語教室での意見交換ですとか、区内特別支援学校での意見交換を踏まえて記載をしているところをご説明させていただければと思います。</p> <p>会長、説明は1のところ、2のところというふうに、一旦切ったほうがよろしいでしょうか。</p>
野村会長	一旦切ってください。
子ども政策担当課長	そうしましたら簡単ですけれども、1のところについては以上となります。
野村会長	<p>ありがとうございました。これまでの説明についていかがでしょうか。こういうのも書いて欲しい、ああいうのも書いて欲しいという、きりがなくなるのですけれども、初回の会議等でご紹介いただいた様々なデータなどを元に記載していただいているということでした。よろしいですかね。</p>

	<p>それでは2に進んでいただければと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>子ども政策担当課長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは続きまして、2の「子どもの権利擁護の考え方」といきたいと思います。資料3の4ページ、それから、皆さまにお持ちいただいた前回配付資料のたたき台、5ページをご覧くださいと思います。ここからは、本日配布したものと前回のものを比較しながら、変更点を中心にお話をさせていただければと思います。</p> <p>まず、まず資料3の4ページのところで、(1)の「『子ども』の考え方」のところですが、ここではリード文を少し変更しております。こちらは委員の方からいただいた意見を踏まえまして、たたき台にありますリード文の1行目「世界で最も広く受け入れられている人権条約」のところで、「広く受け入れられている」ことを具体的に示すために、今回お配りした資料の2行目のように、「国連加盟数を上回る 196 の国と地域で締結され」といったところを追記しています。</p> <p>次に同じく資料3の4ページ、①のところでございます。ここは、たたき台の時点では「高等学校3年生以外の場合」の「場合」というようなことで、高校生じゃない人でも配慮が必要な場合ということを記載しておりましたが、ここについては、様々な理由で18歳を過ぎても学ばせることが必要と思われる人がいるということで、そういった人について自立して生活できるように、年齢を柔軟に捉えることが必要ではないか、といったご意見をいただきました。そういったことを踏まえまして、「高等学校3年生以外の18歳以上の者」と、追記をさせていただいております。</p> <p>また資料3の4ページから5ページにかけて、③のところになります。こちらについては、会長に少し追記していただいた部分になりますけれども、「また」以降ですね、「また、区の子どもに関わっているにもかかわらず、区の権限を越えるような場合においても、区が同様にふさわしい機関に適切な働きかけに努めることを求めます」ということで、追記をさせていただいております。</p> <p>ここについて事務局で話をしていた時に、具体的にどういった状況なのか、ということが少しわかりにくいこともあるかな、という意見がありました。ですので、こちらについては具体的にはどのようなことなのか、もう少し例えや、かみ砕いたわかりやすい表現だとどんな感じになるのか、といったことを教えていただければと思っています。</p> <p>続きまして、④の若者の部分になります。こちらについては、事務局で少し修正をしております。もともと、たたき台の方では若者施策に関するところについては、1番最後に「別途十分な検討がなされることを望みます」というような記載をしていたのですが、この部分について少し丁寧に「若者を取り巻く状況を把握し、十分な検討の上で、子どもから若者へとライフステージに応じた切れ目ない施策を効果的に行うことが望ましいと考えます」と記載をしたものです。</p> <p>次に(2)「『子どもの権利』の考え方」に参ります。こちらでは、まず資料3のリード文のところの2行目「しかし、『日本国憲法で定める基本的人権とは何ですか』と尋ねられたときに、日本国憲法の第10条から第40条まで、ただ読み上げる人はいないと思います。その全体を伝えようと工夫をするはずで、子どもの権利はまだまだ理解に努めなければいけないところも多く、子どもも、大人も真剣にそれを全体とし</p>

て理解する必要があります。」といったところを、会長に追記をしていただきました。ここについても、後ほど「全体を伝えようと工夫をする」とか、「全体として理解をするというのはどういったことなのか」ということを少し教えていただければなと思っているところです。

同じく「子どもの権利の考え方」のリード文については、ユニセフのホームページのところの話を文章の後半の方に入れ替えて、内容がわかりやすくなるような修正を加えているところです。

続いて、6ページの方に参りまして、中ほどにある黒い四角のところを、少しご説明させていただければと思うのですが、まず、「条約における一般原則の趣旨をよりわかりやすく」とうふうに書いてありますけれども、こちらはたたき台の時には、「条約における一般原則の理念をよりわかりやすく」としておりました。今回、「理念」のところ「趣旨」という言葉に変えさせていただいております。

その他に、会長の方で、「個別に規定していく」というような表現を「権利を関連づけながら示していく」と変えていただいたり、「網羅性を担保しつつ」というところを「全体としての理解を担保しつつ」というような表現に修正をしたりしていただきました。

他にも、こちらについて、やはりわかりにくいというところがいくつかありまして、委員の方からは、たたき台のときの「目出ししてまとめた」という表現がちょっとわかりにくいということで、「条約で保障されている権利の考え方を整理して示した」というような言い換えをいたしております。

次に、黒マルの方にいきまして、「子どもの権利に関わる基本的な考え方」というところです。こちらについても、委員の方からご意見をいただきまして、まず1個目のポチの「子どもは、いかなる場合も、差別的取り扱いを受けることがあってはならず、個人として尊重されます」というところで、言っていることは変わらないのですが、他の文章とそろそろやというところで文言の修正をしております。

それから、たたき台の時からちょっと順番が変わっております。たたき台では、2個目のポチに書いてある「自己に関係する全てのことについて、最善の利益が優先して考慮されます」については一番下にあったのですが、条約の4つの原則に並び順を合わせるような形に修正をさせていただいております。

あと、ここについては、『子どもが必要な情報を得ることができます』といったものも基本理念に加えられたらいいのではないかとというようなご意見もあったのですが、こちらの基本理念については、条例の一般原則の趣旨に基づいて基本的な考え方を示しているという整理にしておりますので、この「情報を得ることができる」については、具体的な場面で対応できるように、まとめた6つの権利の方に記載をさせていただきました。

また、もう1つご意見で、4個目のポチの「子どもは、あらゆる場面で、年齢及び発達に応じて、その思い、考え、意見を表すことができ、これらが尊重されます」で、こちらの「年齢及び発達に応じて」というところですが、ここは「応じて」より「かかわらず」の方がいいのではないかと、というようなご意見もいただきました。

こちらについては、事務局の方で確認をしたのですが、こども基本法や児童福祉法では、「応じて」という表現を使っておりましたので、そちらに合わせてそのままにさせていただいております。

そうしましたら7ページの方に参りまして、「安心して生きる権利」のところについてご紹介させていただきます。

こちらは2つ目のポチで、「秘密やプライバシーが守られます」というのがございます。こちらは、やはり委員の方からご意見をいただいたのですけれども、もともと、たたき台では「秘密や私的なことが守られます」となっておりましたが、一般的にわかりやすい表現ということで、「私的」を「プライバシー」に修正させていただいています。

それから次の「自分らしく生きる権利」について、こちらは資料3で見ると修正点がないように見えますけれども、実はたたき台の段階では、先ほどの「秘密やプライバシーが守られます」が、重複して載っておりましたので、そこを削除しております。

次に「育つ権利」のところ参ります。こちらは、たたき台では8ページになりますので、照らし合わせて見ていただければと思います。

たたき台では「学ぶことができます」で終わっていましたが、委員の方からの「すべての子どもに学びの保障を」ということで、「社会全体で子どもの多様な学びを認めて、その学びを支えていくことが求められているのではないか」というご意見をいただきました。そういったことから、「安心して学ぶことができるよう、状況に応じて必要な支援を受けることができます」と追記しております。

それから、その後の「意見も聴かれる権利」については、やはり同じように委員の方のご意見から追記をしたところがございます、1つ目のポチですね、ここの「自分の思い、考え、意見を表明することができます」の後に、「自分だけで表明することが難しいときは、本当に言いたいことを表明するために必要な支援を受けることができます」を追記しております。これは何らかのサポートが必要な子どもへの配慮が必要なんじゃないかということで記載をさせていただいたものでございます。

その後の「守られる権利」についても、ちょっと追記をしております、8ページ「身体的、精神的、性的に暴力を受けません」の次に、「いじめ、虐待、体罰を受けません」と追記しております。ここは子どもでも、ピンとくる「いじめ」というような言葉を入れたりですとか、大人の場合にはしつけの一環としての体罰と思っている人がいるから具体的な言葉で記載をした方がよい、というご意見から追記をしたものです。

その次の「個別の必要に応じて支援を受ける権利」のところでは、1個目のポチのところ、性別の後に「性自認、性的指向」といった言葉を追記しております。こちら委員の方からのご意見で、性の多様性が尊重される社会を実現するための条例ができたこともあり、「性」については小学生でも柔軟に対応することが求められている、といったことを踏まえて追記をしたものでございます。

その他いただいたご意見で反映されていないものについてご紹介させていただきますと、衣食住の保障に関しても入れられたらいいのではないか、というご意見をいただいております。こちらについては、どの権利に入るかということではいろいろと意見が分かれていたのですけれども、6つの権利の方ではなく、基本理念に「常に命を大切にされ、成長及び発達が保障されます」というものがありますので、こちらに含めて読んでいただければということで、特に6つの意見の中には入れていないものでございます。

それから「守られる権利」のところでは、「困っている人の代わりに助

	<p>けを求めることができる」といったものも入れられないか、というご意見もございました。こちらについては、その後の「個別の必要に応じて支援を受ける権利」のところと併せて読むような形で対応できるかということで、こちらも新たに載せることはしておりませんが、ご了承をいただければと思います。</p> <p>その他に皆様にぜひ確認していただきたいところですが、7ページの「意見を聞かれる権利」の2つ目のポチの「自分の思い、考え、意見を聞かれ、それらが尊重されます」と、もう1つ、次のポチのところ「自分の思い、考え、意見がどのように尊重されたのか、されなかった場合の理由を知ることができます」について、この2つの権利は「意見を尊重される」とされているにもかかわらず、尊重されなかった場合の話が出てきているのでちょっと矛盾を感じる、というご意見もございました。</p> <p>これは、例えば2つの権利を1つにしてしまっ、「聞かれなかった場合にもその理由を知ることができます」のような形にもできるのではないか、といったご意見もありましたけれども、ここについてまとめてしまっ大丈夫なのか、といったことや、そもそも尊重されるとなっているけれども、されないこともあるのかなど、その辺りについて少し整理をしていただけたらなというように思っています。</p> <p>2の「子どもの権利擁護の考え方」についての説明は以上となります。</p>
野村会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>私が追記したところ、4ページから5ページにかけての「区の権限を越えるような場合においても」のところのお話ですが、もともと区外の場所に対しても働きかけができる、というように書いてあったということから、それが区の権限を超えるような場合においても、区が意見を出すということとはとても大事なかなと思っっているということです。つまり国の施策であるとか、国の法律などに対して、区の権限ではないけれども、その子どもの権利等を考えるとそれはふさわしくないようなことや、それに対してこうして欲しいなどの意見を言うことが必要な場合も出てくるだろうということを書いてあります。</p> <p>特に救済機関などの場合、諸外国の例えば子どもオンブズマンや子どもコミッショナーというのは、国唯一の仕組みとして設けられているところが多いです。けれども日本の場合には、自治体子どもオンブズマンが先行しているという非常に特徴的な状況であると同時に、国連からも非常に評価をされている部分になっています。日本の施策の仕組みを考えると、国が作った法律で8、9割位ぐらいの実施権限は基礎自治体にあるのですよね。そうすると、国の法律に従っやっっているながら実際の矛盾は、基礎自治体である市区町村で起こることが多くて、それに対していろいろやろうとしても、大元となる例えば法律や国の施策が問題になっていて、なかなか解決できないということがあるということです。そういうことについて、自治体の立場から意見を言うということは、とても大事なかなと思ったりしています。</p> <p>例えば、生徒指導提要在改定された時に、名古屋市の子どもオンブズマンが子どもの権利の普及啓発に関する意見書を国に提出しているというようなことがありますし、自治体の条例レベルでいうと、川崎市の条例にもそのような規定が入っていますので、そのようなことを踏まえて入れさせていただいたということになります。</p> <p>それから5ページの「その全体を伝えようと工夫をするはずです」に</p>

についてはなかなか表現が難しいのですが、例えばですよ、マグナカルタってありますよね。国王と貴族の間の1個1個の権利のいわば契約です。その束が権利だと言っている。だけれども、基本的人権というのは、そういうものの束ではないのです。例えば、アメリカ合衆国憲法でもともと人権規定はなかったのに、人権規定は全部修正第何条という修正条項で入っています。なぜそうなっているかという、人はすべてのものを持っているからということなのです。要するに「網羅的に」という表現があったかと思いますが、権利等の1つ1つはとても大事なだけだけれども、アメリカ合衆国憲法でその1つ1つに修正条項が入っていたということは、そうは言ってもいろいろな問題が起こってくるので、その度に修正して権利の規定を入れていくわけですよ。そうするとこれまで上がってこなかったものも、今後、権利として生成していく可能性は十分にあるということです。だから束ではなくて、もともとの全体の固まりがあって、そこからいろいろなことが起こるたびに、それに対応する権利として意識化されて表出してくるということが、人権規定の非常に重要なところだと思います。そうすると、「日本国憲法の第3条の基本的人権って何」と聞かれたときに、第10条から第40条まで読み上げるということは束として考えているからなんですよね。この表現を少し変えろとするなら、「全体として基本的人権がどのようなものを伝えようとする工夫するはずですよ」となるでしょうか。なかなか書きにくくはありましたが、そういうことかなと思います。

関連して6ページのところの、「子どもの生活の場面で必要な権利を関連付けながら示していくことにより、全体としての理解を担保しつつ、具体的な場面に対応できるように」というところは、「網羅的」ということではなくて、全体としての理解を担保しつつ、しかし、具体的な場面に対応できるように規範性を持たせるという、そういう意味合いで書いています。「関連付けながら」とはどういう意味かという、例えば6ページの「子どもにとって大切な権利」の「安心して生きる権利」のところ見ていただければと思いますけれど、「子どもは、安心して生きることができます。」と、「そのために次の保障ことが保障されます。」という書き方で、それ以下に書いてあるものが、この安心して生きる権利と関連してあり関係してきます、ということを行っているということです。

それから7ページの「意見を聴かれる権利」というところで、ご意見として出されていたのが「尊重されます」と書いてありながら、どのように尊重されたのか、されなかった場合の理由を、また、尊重されるとなっているのにされないというのはどういうことなのか、というご意見があったと聞いてなるほどと思いました。そうであるとする、それらが「尊重されます」と、その後、「自分の思い、考え、意見がどのように尊重されたのかについて、その理由を知ることができます。」ということで、端的にそれでいいかなと思った次第です。

また、前後しますけれども、6ページの「年齢及び発達にかかわらず」という話については、先ほど子ども基本法などの表現であるのご説明がありましたけど、そもそも条約が、「子どもの発達に応じて」という表現で書かれていますので、その方がいいかなと私も思います。

ということで、事務局の方から私に疑問符が投げかけられた部分について、コメントをさせていただきました。

皆さんいかがでしょうか。様々、ご意見をいただいているかと思いま

	<p>すので、こういうふうにとめてさせていただいたということについて、何かさらにご意見はございますか。</p>
新藤副会長	<p>野村先生のお話の中で、5ページの「区の権限を超えるような場合において」というところは、先生の説明をお聞きしたらわかるような気がしたのですけれども、やはりこの表現だとわかりにくいかなと正直思いましたので、子どもにわかるような表現に変える必要があるかなと思いました。でも、趣旨としてはよくわかりました。</p> <p>あとは同じページの「全体を伝えようとする」というところですが、子どもの権利の考え方や、基本的人権がどのようなものなのか、その全体を伝えようとする工夫ということで、前段から繋いで読むとよくわかるかな、と思うのですけれども、趣旨としては「基本的人権がどのようなものなのか」ということについての「全体伝えようという工夫」なんだなということで、その辺は先ほど野村先生がおっしゃった通りだと思うのですが、加筆いただいてもいいのかなと思いました。</p> <p>あと、7ページの「意見を聞かれ、それらが尊重されます」の後にされなかった理由について、これは私が書いた意見ですが、「尊重される」というのは、子どもの意見をそのまま聞き入れるというわけではないと思うのです。意見は聴く、その気持ちはわかるけれども、実現は難しい場合があるよというように、そこはやり取りなのかなと思うので、「尊重されなかった」という表現は違うのかなと思ひまして、どういう書きぶりにしたらいいのか代案が浮かばないまま意見を出して申し訳なかったのですけれども。多分この趣旨としては、意見を聴かれるけれども、その意見の通りになるというわけではなくて、でも意見に対してちゃんと耳を傾けるよ、というようなことが伝わればいいのかと思ひました。</p> <p>もう1つ、「尊重する」という言葉が結構出てきていて、たくさんあるのですけれども、これは何年生ぐらいまでがわかるということ念頭に置いて作るのかな、とちょっと思ひまして。子どもワークショップでも、いろいろな年齢の子どもたちが参加しているかと思うのですけれども、「尊重」という言葉が難しいという意見があったような気がするんですよ。ただ、「尊重」以外に適切な言葉を当てはめるのは難しい部分があると思うのですけれども。「尊重」という言葉を全体として使うのかどうか、それ以外に適切な言葉がなければこのままとなるかもしれないのですが、もし他の言葉でも表現できるものであれば、例えば「大切に」とか、「気持ちを受けとめる」とか、そのような表現でもいいかなと思ひました。</p> <p>以上です。</p>
野村会長	<p>「大切にされる」とかでは、「尊重」には少し足りないかな、という感じでしょうか。言い換えが、なかなかないですよ。</p>
新藤副会長	<p>そうですね。</p>
野村会長	<p>大切にされる、受け止められる、というよりも、もう一段レベルとしては高い気はするので、「大切にされる」と言い換えたときに、切り下がったというように評価を受けてしまうのはちょっと嫌だなあ、という気はしないでもないです。</p>
新藤副会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>おっしゃる通り、言い換えについて難しいなと思うのですが、子どもに理解してもらおうと言った時に、どれぐらいの子どもを想定するのか。</p>

	もちろん学習というか学力のレベルとかいろいろあるでしょうけれど、概ね何歳ぐらいの子どもだったらこれは全部理解できる、と考えていくのかということについて、野村先生のお考えをお伺いできたらと思いますがいかがでしょうか。
野村会長	全ての子どもとを考えていますが、この辺について、横田先生はどうですか。
横田委員	確かにそこは悩ましいところだな、と思っていまして、私もこの会議に先立ちまして答申案を読ませていただいて、また、野村先生の先ほどのお話を聞いて、すごく苦勞されているなと思いました。最初に見たときに何か伝わるのかなとか、もっと言えば、例えばルビ振りとかも含めて、子どもたちにどう伝えていくのか、ということに率直に感じたところですよ。苦勞されているとわかりながら迷っているといえますか、どう表現したらいいのか、という。ただ、これは答申案なので、さらに条例では子どもたちに向けた部分を、例えば年齢的にいいますか、発達段階に応じて分けていくのか、などということも踏まえて、どうするのかなど。そうしましたら、そういったことを答申の最後の方にでも、書いていただいた方がいいのかなということ、今、思いつきの意見ですけども、考えさせていただきました。
野村会長	ありがとうございます。 確かに、答申レベルで多少小難しく書いてあれば、条例の条文で例えば「大切に」と表現した時の意味合いは、こういうこととして使ったのだ、ということが多分説明はできるのかな、と今、横田委員のお話を聞いていて思いました。なので、条例の条文ではさらに工夫が必要かもしれないけれども、この答申では最大限書いておくということでもいいかもしれませんが。
曾山委員	「尊重されたのか、されなかった場合の理由を」というように、「尊重されない」と書いてしまうと確かにそうなのかな、と思ったのですが、これが反映されなかった場合だとどうですかね、なんていうことをちょっとふと思ひまして。
野村会長	いや、だからここでは「どのように尊重されたのかについて、その理由を知ることができる」とすれば、「されなかった」という表現を抜けばいいのかな、という。
曾山委員	ありがとうございます。 何でしたか、この上の2つ目のポチと3つ目のポチは、一緒の方がいいんじゃないかなと思ったところもありまして。というのは、この「自分の思い、考え、意見」というところが4回出てくるのですよね。それがすごく見づらくなってしまわないかな、と思ったところがありました。これは、一意見です。
野村会長	これは普通に書けば「意見」なんですけれど、もともと子どもの権利条約の意見というのが「opinion」ではなくて、「view(s)」と書いてあるところから来ています。要するに日本語に訳してしまったときに「意見」としてしまっているけれども、この答申では「思い、考え、意見」というように開いて書いたということです。 ただ、幾つも書いていくと、何かわずらわしいなんていうのは、その通りかなというふうに思いました。2つ目と3つ目を一緒にするというのは、確かにあるかもしれないですね。ご意見の趣旨はよくわかりました。 国連子どもの権利委員会において、条約第12条に関する一般的意見

	<p>12号の中で、「意見を聞かれる子どもの権利」とした上で、この「意見の尊重」について、意見には身振りや絵などによる表現も含まれるということ、また、どのように尊重されたのかということについて説明しなければいけないという趣旨のことが書かれていて、そのことを7ページのところで表しているということになるので、ご指摘の点はすごく理解できます。ありがとうございました。</p> <p>他にいかがでしょう。どうぞ。</p>
谷村委員	<p>「尊重されたのか、されなかった場合の」という部分ですけれども、ちょっと気になりまして。やはりその尊重は、例えば会議にはかけましたよ、尊重しました。でも、実現はしませんでした。以上、のような時に、いや、何でだよと多分なるんじゃないかなと思うので、やはりその駄目だった理由をちゃんと説明するということを明記することは大事なかなと思ひまして。それが「反映」という言葉がいいのか、例えば「実現」とかがいいのか、難しいところだと思いますけれど、「されなかった」を抜いてしまうと、尊重はしたよ、以上、という言い訳が起きるのではないかなという懸念をしています。</p>
野村会長	<p>「どのように尊重されたのかについて、理由を知ることができます」ということなので、「尊重されませんでした、以上」ではなくて、「なぜそうなったのか、ということの理由」を、という意味なのですけれどもね。</p> <p>ここを、例えば、「尊重されます」とした上で、それが実現されたのかしなかったのか、というとまた表現が変わってきます。例えば、「反映する」ということと、「尊重する」ということの関係などを、また説明しないといけなくなってくるので、「尊重されます」とした上で、「どのように尊重されたのかということについて、理由とともに知ることができます」ということでは駄目でしょうか。</p>
向井委員	<p>おそらく野村先生がおっしゃっているのは、と言いながら私が野村先生の気持ちを解説するのは恐れ多いことですが、「尊重」は大前提であって、採用はしないかもしれないけれど、採用しなくてもそれは尊重した上で採用しない、というのが前提のお話と少しずれているのかな、と思ひました。そのようなずれが生じるので、例えば「どのように検討されたのか、その理由を知ることができる」のであれば、すべてのものについて検討はしている、ということになり、採用したのも採用していないものも、すべてひっくるめての答えになるかなという気がしています。</p>
新藤副会長	<p>結果よりも、多分プロセスの話なのかなと思ひまして、理由を説明されるのか、きちんと十分な説明を受けるとか、多分、反映されるか、されないか、ということより、その理由を知るとか、説明を受けるとか、その子どもにとっての納得感みたいなものかな、なんて思ったのですけれど。</p>
野村会長	<p>そこでまた違う言葉を出してくると、混乱して訳がわからなくなるので、やはり「尊重されます」として、でも、結果として違うじゃない、となった時に、これはどのように尊重したのですか、というお話になると思うのです。</p> <p>そうすると、それが「どのように尊重されたのか」ということについては、やはりその理由とともに説明しないといけいない、ということになるので、多分内容は同じなのかなと思うのですよね。</p> <p>こういう結果になったのは、このように尊重をしたのだけれども、いろいろと大人の都合もあるかもしれないけれど、こういうことで違いが</p>

	<p>生じたのだ、ということ「尊重」を前提にして説明をする、という意味合いになるのかなと思います。</p>
新藤副会長	<p>ここで一番の気がかりだったのは、例えば虐待された子どもが一時保護された後に、親と住むのか、施設で暮らすのかというときに、全然説明されなかったし意思も尊重してもらえなかったという声が社会的養護を受けていた子どもたちからすごく上がっている。</p> <p>その時に、意思の尊重はできなかったかもしれないけれど、でも君にとっての最善の利益のためにこうしたよ、という説明が必要だと思うのです。</p> <p>なので、そのような事例で考えたときに、いい感じの表現だといいなと思ったのですが、すみません、若松先生よろしいですか。</p>
若松委員	<p>若松です。同じようなことを考えています。</p> <p>今、子どもの意見表明権、ということは言われているのですが、例えば虐待されているけれど、親御さんにしがみついてもどうしても親元に帰りたいという子に対して、子どもの意思を尊重するというわけにはいかないのですよ。</p> <p>尊重した結果、そこに戻してあげるということにはやっぱりならないので、そこには、大人がちゃんと説明責任を尽くすというプロセスが必要だと。だから、そこはそういうこともいろいろと踏まえた結果、やっぱりという文章に一応しといた方がいい。でも、あんまりそこに細かくというよりは、いろんなケースがあるのだろうと。もちろん尊重してないわけじゃないですけどね。でもやっぱり違う、意思とは逆の結果にするということは、普通にあると思ってはいたので、同じような感じですよ。</p>
野村会長	<p>それでも一応は尊重したのだと思うのです。子どもの意見にきちんと向き合って、それを尊重した上で結果として、やっぱり戻すことはできないよ、ということなのだと思うのですよね。</p> <p>そうするとやはり、「どのように尊重されたのかについて、その理由とともに知ることができる」ということで一応カバーできるのかなと思います。今までは、そういうことも聞かずに、一方的に決めるということで、尊重するものにもないような話になっていたと思うのですけれども、一旦、きちんと耳を傾けて、意見を正面から受けとめた上で、だけれどもという話をするときには、君の話は尊重したのだけれども、結果として思うようにはできない、ということだと思うので、「どのように尊重されたのかについて、理由とともに知ることができます」ということで、説明がつくとは思いますが、どうでしょうか。</p>
谷村委員	<p>ちょっと表現を出すのは難しいなと思うので、発言で残せばいいかなと思って発言をしますと、私が想定していたのは、私立高校でワークショップをした際に、例えば、生徒会活動などで子どもたちが意見を集めてきて学校等に交渉をしたけれども、実現しなかったというような場合です。私自身も学生のときにそういう経験があるのですが、そのような場合に、どのように尊重したかについてはかなり説明が尽くされるのです。こういう会議でこういうふうにみんなの意見をこれだけしっかり審議しました、という話は説明されるものの、却下されてしまった理由そのものは伝えられないで濁される、みたいなことです。</p> <p>そのようなことに対するもどかしさだったり、不満だったりということが非常に聞かれたと思っています。私自身の経験もある中で、これだけ尊重しましたという説明だけで、その根本の理由について説明責任を果たしてくれるのかが、ちょっと気になるというところがありました。</p>

野村会長	<p>なので、「どのように尊重されたのかについて、理由とともに知ることができます」としていいのではないかということです。</p> <p>これは、とある自治体でお話をしたときに、ツーブロックが駄目だというお話がありまして、では、どうして駄目なのかと聞いても誰も答えられないのです。それで、ツーブロックはいいことになったのですが、それではどうしていいよとなったのかは、説明がつかなかったからでしょうという話です。だけれども、ツーブロックにすることの必要性について、生徒の側からすると何か説明をしないといけない、それで、認められるということになると、全然違うお話になってしまうのですけれども。</p> <p>要するに、なぜそれが駄目なのか、それができないのか、という理由が説明されない。議論は尽くしたけれど駄目でした、というお話ではなくて、議論は尽くしたけれども、こういう理由で駄目でしたという理由が結構重要だと思うのです。</p> <p>その意味では、「意見がどのように尊重されたのかについて、理由とともに知ることができます」ということであれば、一応カバーできるかなと思っています。皆さんのご懸念はよくわかりますが、あまりたくさんのお言葉をくり出したいということも背景にはあります。</p>
田村委員	<p>若干議論が戻ってしまうかもしれないのですが、少し調べてみましたら、「尊重」は小学校6年生で習うということでしたので、6年生相当ぐらいの子であればご理解いただけるかなと思うのですけれども。</p> <p>ただ、いじめですとか、そういったことは6年生より前のお子さんにも当然発生しますので、先ほど横田委員がおっしゃられたように、幼い子どもたちに対して伝わるような資料というところに関しては、ぜひ私もどこかで作成いただくことをお願いするような文章を入れていただきたいなと思いました。</p>
野村会長	作成するものというのは、ここの部分には入ってこないんですね。
田村委員	ここではなくて、後ろにある啓発のようなところに。
野村委員	はい。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
田村委員	<p>「育つ権利」のところで、「学ぶことができます」の後に、「安心して学ぶことができるよう」というところを今回追加していただきましたが、「遊ぶこと」も子どもにとっては学ぶことと同様に重要かと思えますので、同じように「安心して遊ぶことができる」というようなものを追記しても良いのではないのかなと思っています。</p> <p>と言いますのが、子どもワークショップ等で「遊ぶ場所がない」というようなご意見がたくさんあったかと思えます。「家しか安心できない」とか、そういったことにも配慮して、遊ぶことに関しても今の子どもたちは何らかの支援が必要なのだというメッセージを含める意味でも、「遊ぶことができます」の後ろにも追記していただけるといいなと思いました。以上です。</p>
野村会長	<p>今のご意見は、この後の例えば区における方策などとちょっと関連するのだと思います。いろいろ言葉を出すということが、逆に限定する意味を持つことがあるので、そこについては少し注意をしないといいかなと思います。</p> <p>手放しで「遊ぶことができる」というのと、「こういうように」ということでは、それ自体が限定性を持つ可能性もあるので、そこは注意が必要かなということです。</p>

	<p>そういう意味で「休む」もそうですけれど、ここには「ゆっくりと」と入っているのですよね。そういう意味合いでの文言を入れることは、あってもいいかなと思います。「休むこと」自体にも多分、支援は必要だと思うのですけれども、そこは1つの権利の問題として大人がどう保障するのか、というところで考慮するということもあり得るかなと思います。</p> <p>ただ、「学ぶこと」については、学習支援も含めて近年、いろいろ言われているところもあるので、こういう言葉を足していただいたということなのだろうと思います。なので、いろいろと丁寧に書くことはとても大事なわけけれども、修飾語も含めて文言を加えていくことによって限定性を持たせないほうがいいかもしれない、という感想を少し持っていますが、ご趣旨についてはよく理解できますので、大人の責務との関連でも考えていければと思います。ありがとうございます。</p>
横山委員	<p>今、「育つ権利」が出ましたので、少し付け加えたいのですが。「育つ権利」の中で、日本以外ですと「綺麗な水を飲む権利」があるのです。それは、日本においては書く必要がないと思うのですが、最近はヤングケアラー等の問題で、一日一食しか食べられないとか、お腹いっぱい食べられない子が結構いるのですね。</p> <p>ですから、やはり「育つ権利」の中には衣食住がありますので、この「学ぶ」、「遊ぶ」、「休む」の他に、例えば「お腹いっぱい食べることができます」とか、食べることに不自由しないという文言を加えるといいかなと思いました。</p>
子ども政策担当課長	<p>先ほど、説明の中で少し触れたところになるのですけれども、子どもの権利の基本理念のところですね、「常に命を大切にされ、成長及び発達が保障されます。」というものがございまして、こちらの方で読み取れるので、ちょっと重なってしまうかなということで、6つの権利の方には入れなかったということでございます。</p>
横山委員	<p>わかりました。</p>
野村会長	<p>本来は、「生命、成長、発達」の権利の中の話なのですよね。このように、「安心して生きる」とか、「自分らしく生きる」という修飾語を付したために、「生きる権利」に限定性が加わっていて、今のような問題がちょっと入らなくなっているということかもしれません。</p> <p>なので、権利の基本理念のところ読んでいこう、というようなことが冒頭のご説明であったと思います。</p> <p>でも、ご指摘の趣旨は承知いたしましたので、ちょっと引き取らせていただければと思います。ありがとうございました。</p> <p>他によろしいですかね。そうしましたら3に進んでいただければ。</p>
子ども政策担当課長	<p>そうしましたら、資料3の8ページの中ほどからですね、たたき台の方では9ページからとなりますので、そちらも併せてご覧いただければと思います。</p> <p>たたき台の3では「区・地域団体・事業者等の役割と子どもの権利保障」となっていますが、まずそのタイトルを変えさせていただいています。こちらは「区民の存在感をもう少しはっきりとさせたほうがいいのではないか」というようなご意見をいただいていたのと、それと併せまして「地域」と言ったときに、「区民・事業者等」を「地域(区民・事業者等)」というような書き方をしてあるのですが、地域＝(イコール) 区民・事業者となってしまうと、「地域」を「場所」と捉えると、例えば「地域は子</p>

どもが健やかに育つ場」と言ったときに、「区民や事業者が育つ場」というように読めてしまって、ちょっと意味が通じなくなってしまうということがございました。そういったことから、「地域」という言葉を「区民、事業者」に置き換えたということがございます。

それと、最初の表記「区・地域団体・事業者等」というものでは、今回、この大人の役割を考えるとときの4つの主体とは合っていないので、そこが分かりづらいということがありまして、「区」と「家庭」と「育ち学ぶ施設」と「区民・事業者」という、この4つの主体を並べるという形にタイトルを変えさせていただいています。

そうしましたら、リード文の方についてご説明をさせていただければと思います。ここについては、会長に大分追記をしていただいたところで、冒頭1行目から5行目のところです。その他に文章が分かりやすくなるように、ということで事務局の方で少し文章修正をしております。

続いて(1)の「区の役割と子どもの権利保障」の方に参ります。こちらはリード文の方が、たたき台では2行ぐらしかありませんでしたが、後半の方に会長に追記をしていただいております。

この後、具体的な役割が記載されてくるのですが、この役割のところに関しては、区に限らず全体的な記載の仕方として、「しなければなりません」というような書き方がされておりました。これについては、各主体共通で「なりません」というのはちょっと厳しい表現になってしまうということで、例えば強制をすることが難しかったりですとか、例えば保護者なんかですと、それを強いることですごく辛くなってしまうりがあるので、「しなければなりません」ではなくて、「するよう努めます」ですとか、「何々します」といった表現にしたらどうかというご意見を複数いただきましたので、ここは全般的には「努めます」とか、「します」という表現を使うようにしています。

ただ、暴力ですとか、そこはもう絶対に譲れないよといったところについては、「しなければなりません」というような表記とするといった形に少し修正を加えています。

続きまして、具体的に1つ1つの役割のところを見ていきたいと思えます。まず、区の役割のところでは、いただいたご意見をもとに少し文言の修正をしております。下から2つ目のポチですね、ここはもともと「区は子どもにとって居場所が重要であることを鑑み」、というような言葉を使っていたのですが、「鑑み」がちょっと難しいということで「認識し」という言葉へ修正をしております。

それから、「年齢、成長、発達、及び置かれた状況等に応じて」というところで、「状況」に「等」という言葉を入れております。これは、居場所については、多様な状況に応じた整備、例えば外国ルーツの子どもですとか、学校に行けない子どもなど、そういった子どもたちも居場所を求めているというようなことや、「多様」という言葉ではどうかなどというご意見をいただいたのですが、ここでは「置かれた状況等」というような形で、少し幅広になるように文章を修正させていただいております。

それから1番下のポチのところ、「区は子どもの権利の普及啓発（広く知らせ、理解を深めてもらう取組のこと）以下、同じ」ということで、ここは「普及啓発」という言葉が分かりづらいということが、子どもワークショップの意見でもありましたけれども、委員さんからもそういったところの修正が必要ではないか、というご意見をいただきまして、普及啓発に関する説明を入れさせていただきました。

続いて(2)の「家庭の役割と子どもの権利保障」でございます。こちらは、リード文のところに会長に追記をしてもらっています。ここについては、「第一義的責任」という言葉が使われていまして、これについて責任を押し付けるといいますか、少し強めに感じてしまうのではないかと、というようなご意見もございました。ただ、こちらについては、「第一義的責任」という定型的な用語ということもありまして、そのまま使わせていただいているのですけれども、会長の方で「それだけに悩みも多く、うまくいかないこともたくさんあります」というような、少しやわらかい表現を追記してくださったので、あまり押し付けるような形にならないようにできればと思っております。

続いて、1つ目のポチですね、「保護者は子どもの人格を尊重して子どもの思い、考え、意見に耳を傾け、これを大切にしながら、子どもと一緒に子どもにとって最もよいことは何かを一番に考えなければなりません。」ここには、スラッシュで「考えるように努めます」というのを併記しております。これは、子どもワークショップの意見、また、委員の方からのご意見もあってということですが、たたき台の1つ目と2つ目のポチのところを見ていただきますと、もともとここには2つの同じような役割が並んでいたところですが、2つを併せた文章にまとめているということになります。

スラッシュで書かせていただいているところについては、先ほど全体的には「努めます」とか、「何々します」という表記とするのでしたのですけれども、ここについては「しなければなりません」という意見と、「努めます」という意見で分かれていたところでもございまして、どちらがいいのかということでも両方併記をさせていただいているところです。

続いて次のポチで、「保護者は子どもの品位を傷つけたり、体罰や言葉の暴力を含む身体的及び心理的な暴力等を振るったりすることなく」というところですが、ここはもともと「体罰や暴力」でしたけれども、「言葉の暴力を含む身体的及び心理的な暴力等」という追記をしています。これも子どもワークショップの意見を踏まえて、入れた方がいいと委員の方からご指摘をいただいたところになります。

その次のポチで、「保護者は子どもが安心し、安全に暮らすことができるよう生活環境を整えるよう努めます」というところですが、ここはもともと「生活環境」ではなくて「家庭の環境」という記載をしておりましたが、「家庭の環境」と言うと、保護者＝(イコール)親というように捉えられがちなので、あまり家庭という言葉在前面に出すより、少し他の言葉を使った方がいいのではないかと、というようなご意見を委員の方からいただきまして、「生活環境」に変えさせていただいています。

続いて(3)の「育ち学ぶ施設との役割と子どもの権利保障」についてです。ここもリード文のところに、事務局の方で育ち学ぶ施設とはどういったものかという定義を追記しているところです。

それと、先ほどの権利のところにもちょっと繋がる話ではあるのですが、例えば区の施設ではない都立学校などそういったところに対しても働きかけをしなければいけない、ということが少しわかるようにということで、「施設の設置運営主体が区かどうかにかかわらず」という文章も入れさせていただいております。

続いて、育ち学ぶ施設の具体的な役割のところになりますけれども、まず1つ目のポチについては、たたき台の時に2つ並んでいた役割を1つにまとめた表記となっております。それと、こちらについては確認と

	<p>ますか、もしなくしてもよければと思っているのが、3つ目のポチの2行目ですね、「身体的及び心理的な暴力を振るったりすることなく等しく子どもの成長や発達を支えなければなりません」ということで、「等しく」という言葉が出てくるのですけれども、これがどこにかかってくるのかがよく読み取れず、差し支えなければなくてもいいのかということを確認させていただければと思います。</p> <p>あと、育ち学ぶ施設のポチの下から2番目のところについて、ここはご意見をいただいて、「子どもとの関わりの深さに応じて整えるよう努めます」、また「子どもの悩みや困難に対しては子どもの年齢等や置かれた状況に応じて、本人の意思を尊重して、私どもの支援を目的とした機関と協力連携して適切に応じる必要があります」というふうに修正をしています。これについては、子どもには親に知られたくない悩みや困難がある、という意思を尊重して入れているのと、たたき台の段階では連携協力する相手方を「外部の機関」と言っていたのですけれども、少し具体的に「子どもの支援を目的とした機関」としています。</p> <p>次に(4)で「区民及び事業者の役割と子どもの権利保障」です。ここもリード文に少し追記しておりまして、「広い意味で育ち学ぶ施設も地域の中にあります」と書いているのと、あと「区民、事業者は、子どもが安心して安全にのびのびと遊んだり、休んだり、過ごしたりできるよう、区、家庭及び育ち学ぶ施設と協力し、子どもの権利を保障するための取組を行い」というように、「遊んだり」や、「休んだり」という言葉が追加されています。</p> <p>あと、具体的な役割のところですが、こちらは1番最後のポチですね、こちらは「職場内において」というような表現でしたが、少しわかりづらいかなということで、事務局の方で「従業員に対して、子どもの権利及び子育てについて普及啓発を行うとともに、従業員が仕事と子育ての両立できる環境を整えるよう努めます」と修正をさせていただいています。3のところについては以上になります。</p>
野村会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>コメントをしておきますと、ご指摘がありませんでしたが9ページの(2)の少し上の(1)「区の役割と子どもの権利保障」の下から3つ目のポチ、ここにも「等しく」が入っているのですが、どこにかかっているのかわからないので、これもなくてよいと思いました。</p> <p>それから、9ページの1番下の「保護者は、子どもの人格を尊重して、子どもの思い、考え、意見に耳を傾け、これを大切にしながら、子どもと一緒に、子どもによって最も良いことは何かを一番に考える」という一般原則でもある最善の利益のところを、努力義務にしては駄目だろうと思います。「なければならない」という表現がきついようであるとすると、「一番に考えます」ですかね、そのように使い分けたほうがいいかなと思います。和らげて努力義務にするということと、義務の表現を和らげるということでは、全然意味が違ってくるので「一番に考えます」でいいのではないのでしょうか。</p> <p>それから先ほどご指摘があった、10ページの下から3つ目のポチの「等しく」も確かにどこにかかるかわからないので、なくてよいのではと思います。</p> <p>それと、今の説明を聞いていて思ったことが1つありまして、先ほどの田村委員からのご質問との関係で、11ページの(4)のリード文に「のびのびと遊ぶ」ということを入れているのであれば、先ほどの7ページ</p>

	<p>の育つ権利のところも、「のびのびと遊ぶことができます」と表現を合わせてもいいかなと思いました。逆に言えば、「休んだり」も、「ゆっくりと休んだり」とすると、権利のところと表現が合うかなと思った次第です。</p> <p>ということで、皆様いかがでしょうか。</p>
田村委員	<p>お伺いしたいのですが、(2)の家庭の役割の1つ目のポチのところについては、もともとあったポチ2つをくっつけたということでしたが、「愛情」という表現を消した理由について教えていただいてもよろしいでしょうか。</p>
子ども政策担当課長	<p>こちらについては「愛情」という言葉をあえて使いたくないということではなかったのですが、1つの文章にしたときに意味が通じるようにと考えて、削ってしまったというようなところがございます。</p> <p>また、強いて言うならば、「愛情」という言葉というのは、子どもが愛情を受けて育つということは間違いのないと思うのですが、保護者が愛情を持って育てると言った時に、ちょっと間違っただけの愛情の捉え方と言いますか、これは私にとっての愛情だ、というようなことで辛いことでも愛情だと言ってしまおうとか、そういった可能性も考えると、どうしても入れなければいけないことではないかなと思ったところです。</p>
野村会長	<p>私もそれで良いかなと思っています。むしろ若松委員にお聞きした方がいかもしれませんけど、「愛情」と言ったときにいろいろな意味合いが多分あるのではないのでしょうか。</p>
若松委員	<p>子どもには、当然に保護者の方もいらっしゃるのですが、こちらがこれだと思うことも、それは私なりの愛情です、みたいなやりとりというのは施設においては往々にしてあることかなと思いますので、おっしゃっていることは理解できました。</p>
野村会長	<p>その他にいかがでしょうか。</p>
新藤副会長	<p>8ページの3の最初のリード文の下から3行目ですけれども、「家庭(社会的擁護を含む)」について細かいことを言いますと、社会的養護でも里親さんとかは「家庭」ですけれども、児童養護施設は多分、最初の説明からすると「育ち学ぶ施設」になってしまうけれど、子どもの立場から考えたら「家庭」なのかなというところもあって、あえて里親であり施設である子どもにとって社会的養護の場というのは「家庭」という意図を持っているということの理解でいいのでしょうかということなんですけれど。</p>
野村会長	<p>確かにご指摘の趣旨はよくわかりますが、どうしますかね。</p>
子ども政策担当課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>各主体をどのように定義づけをしていくかということは、実は非常に悩ましいところでございまして、私たちもこの社会的養護、施設については、ある時は家庭の役割を持つだろうと思いますし、ある時は育ち学ぶ施設になるだろうし、場合によったら、事業者というような立ち位置になることもあるだろうし、ということで、必ずしも1つの主体は1つのものにしかマッチしないということではなくて、状況によって違った主体としての機能みたいなものを持ち合わせていることもあるかもしれないと話しているところです。</p>
野村会長	<p>「育ち学ぶ施設」には、社会的養護を含むので、ここは括弧を入れなくてもわかるかなと思います。「家庭」については、あえて社会的擁護を含む、ということですかね。</p>

子ども政策担当課長	そのような形になるかと思います。
野村会長	社会的養護のすべてをここに含んでいるわけではなくて、「家庭」と言ったときに、そこには社会的養護も入っていますよということです。「育ち学ぶ施設」と言った時にはもちろん社会的養護も入っているのだけども、そこは別に括弧で説明しなくても含まれることはわかるでしょうということでしょうか。よろしいでしょうか。
新藤副会長	はい。いや、悩ましいなと思ひまして。
野村会長	ちょっと引き取らせていただいて、その辺りは高木委員、若松委員の意見も含めて検討させていただければ。
高木委員	これはやっぱり含めておいたほうがいいです。里親の立場でしたら、「家庭」のところですか。この「育ち学ぶ施設」のところには、もう自明のこととして養護施設や何かが含まれると解釈できるので、「家庭」だと普通の実親さんの親子のことだと限定して考えてしまう人もいますので、あえてここは括弧で入れておいた方がいいんじゃないかなと。
野村会長	私もそう思っていました。
若松委員	1つの意見としてということであれば、家庭や育ち学ぶ施設及び区民事業者などで全部ひと並びに並んでいるという解釈をするならば、その最後のところに、「社会的養護を含む以下同じ」のような感じにすると、全てに、家庭にも係っていることを確保するというのはどうかなと思ったのですが、ちょっと違いますかね。最後はお任せします。
野村会長	そこは含みすぎかなと思いますが、趣旨はわかります。他にいかがでしょうか。
谷村委員	11ページの上から5行目、もともと「外部の機関」になっていたところを「子どもの支援を目的とした機関」に直したと思うんですが、この背景について伺ってもよろしいでしょうか。
子ども政策担当課長	こちらは「外部の機関」というものについて具体的に記載したほうがいいんじゃないかということで、委員の方からご意見いただきまして、少し具体的にさせていただきました。
谷村委員	ありがとうございます。 子どもの支援を目的としている機関という限定がかかるのが少し気になったところがありまして、支援を目的としていなくても子どもたちのいろいろな悩みや困難に対応できる専門的な機関とか、外部の団体があるのかなと思ったら、何か他の表現があるのかなと思ったりしました。結果的に支援しているよねと考えるのか、みたいな。
増田委員	それは私が提案させていただいたところなのですが、子どもワークショップの子どもたちの意見も踏まえてですね、何か勝手に自分たちが全く知らないような団体とかに相談されたら怖いよね、みたいな意見が確かあったと思ひまして、そういう子どもたちに安心感を与える意味でも、子どもの支援を目的としている団体だったら大丈夫というような、何か子どもがわかるような安心感を持つような表現を加えたほうがいいのかしらと思ひて書きました。
野村会長	大人の手法としては、「等」と入れるかどうかですかね。
谷村委員	表現方法はお任せするところですが、そうですね、趣旨はすごくわかりつつ、逆に始めから子どもの支援のために活動している団体じゃないと、というような変な受け取り方をされなければいいなとは思ひます。
野村会長	ご指摘について理解はしました。ありがとうございます。

	<p>他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では次に、4の方についてご説明をいただきます。</p>
<p>子ども政策担当課長</p>	<p>そうしましたら、資料3の12ページ、また、たたき台も同じページになりますので、両方ご覧いただければと思います。</p> <p>こちらの4については、リード文の2段落目と3段落目の入れ替えをいたしまして、読んだときによりわかりやすいように修正を加えてございます。それと4段落目に「生活や活動の中に、子どもの思い、考え、意見を反映することが大切だと考えています。そのためには、区を含めたそれぞれの主体が、生活等の中で、子どもの権利とともに深める機会を提供し、子どもの権利の意識を高めることが必要です」といったところが追記をされました。</p> <p>続きまして、(1)の「子ども参加の仕組み」のところですが、たたき台の12ページの下から3行目、「区においては、子どもが子どもに関係することが決められるときには意見や思いを表明することができ、これらの意見を受け止め、尊重する機会や場を整えなければなりません」となっているところを、資料3の12ページの下から5行目「子どもを地域社会の一員として」の追記や、「尊重しながら反映させる仕組みを整える必要があると考えます」といった表現の修正を行ったほか、その後「思い、考え、意見を聞く取組を行うときは、これまで実施してきた『子どもワークショップ』のように、子ども自らが進んで参加する方式のほか、多くの子どもが安心して、思い、考え、意見を表明できるような工夫と配慮が行われることが望みます」ということを追加しております。</p> <p>これについては委員の方から、子どもワークショップを継続して欲しいということ、積極的に参加しようとしないうちの子どものや、参加する勇気のない子どもなどの意見も取り上げるような仕組みがあるといいというご意見をいただきましたので、そのようなことを踏まえまして、それぞれ追記をしております。</p> <p>次に、(2)の「相談・救済の仕組み」について、資料3の13ページでございますけれども、こちらは大分追記をしているところになります。まず、リード文については、会長から追記をさせていただいております。具体的には、「子どもの権利を保障するに当たって、子どもが何でも気軽に相談でき、子どもの権利が侵害されないよう、解決することが大切です」、真ん中の辺りでは、「気づかないうちにそれが進行していることもあります。子どもからの何気ない相談、ふとしたときに見せる様子などから、子どもの困り感を発見し、子どもを権利侵害から救い、これを解決していくことは大人のようにすべを持たない子どもにとっても大切なことです」といったところです。</p> <p>あと、たたき台の13ページ、2段落目に「条例を根拠に地方自治法に規定する区長の附属機関として」という記載をしていたのですが、ここの部分について少し書き方を変えていまして、資料3の13ページの2段落目で少し下の方になりますけれども、「このため、当審議会においては相談・救済機関を、実効性のある仕組みとして子どもの権利に精通した専門家委員が区などの機関から距離感を持って活動できる独立した機関として整えることが必要と考えます（第三者性と独立性）」というような表現に変えております。また、「相談員が常駐する相談室を設ける必要があります」といったところも追記をしています。</p> <p>あとはですね、資料3の13ページ、1番下の黒い四角のところにな</p>

ります。ここは、たたき台の時には入れていなかったところで、事務局の方で追記をさせていただいたところになります。この相談・救済機関について、相談だけではなく、調査や意見を表明したりですとか、あと、場合によったら要請をすとか、そのような具体的にどのような役割を持つのかというところの記載がなかったものですから、庁内で話をしたときに、普通の相談機関というか相談窓口のような捉え方で、相談調整、相談救済機関との違いがなかなかイメージしづらいということがございました。そういったことから少し具体的に記載をさせていただいたところになります。

それから資料3の14ページに参りまして、2つ目の黒い四角のところになりますが、ここの前半の4行について、会長に追記をしてもらっています。

それと3つ目の黒い四角の最初の4行も会長に追記していただいているところで、その他に委員の方からのご意見によって少し修正をしたところといたしましては、今の四角のところの4行目のところ、「子どもの秘密やプライバシーに十分な配慮がなされ」というようなところを入れたほか、「立ち寄ったことや、立ち寄った目的がわからないように配慮を行うことが大切」としています。ここは、もともとは「立ち寄った目的」だけしか書かれていませんでしたが、立ち寄ったこと自体もわからないようにと追記をしたところです。

それから、もう1つ下の4つ目の黒い四角になりますけれども、こちらについては、下から2行目のところですね、「子ども自身の特性や状況により、思い、考え、意見を伝えることが困難であると見込まれる場合には、適切な支援等を」という文章については、複数の委員の方からのご意見で追記させていただいたところになります。

続いて(3)の「子どもの権利の普及啓発」、こちらについてもリード文に会長の方で追記をさせていただいております。この普及啓発については、あまり大きな変更はしていないのですが、委員の方からは道徳の授業を使って、などと具体的に書くことはできないかというような意見をいただきました。これにつきましては、道徳などと限定をしてしまうと、逆に他ではやらなくていいようなことになってしまうこともございました。育ち学ぶ施設における取組の中で、このような啓発に関する記載がございますので、そちらで読み取っていただけたらと考えているところです。

続いて資料3の15ページ、(4)の「子どもにやさしいまちづくりの推進(子ども施策の策定、実施、検証)」についてです。こちらでもリード文に会長に追記をさせていただいております。その他には、事務局でも少しわかりやすい表現に修正をさせていただいているところです。他には1番最後の黒い四角のところ、「その際、区民の意見、特に子どもの意見が反映するようなものとする必要があります」ということを会長が付け加えてくださっています。

次に、資料3の15ページ、(5)の「子どもの権利に関する条例」のところですが、ここでは、2段落目のところで少し文章を変えています。たたき台の段階では、「区が子どもの権利に関する総合的な条例を制定し、『こども基本法』に定められた理念的な内容を仕組みとして整え」というようにさらっと書いていたのですが、資料3では「区が、条約や『こども基本法』に定められた理念的な内容を具体的な仕組みとして、子どもの権利を保障し、区を含めたそれぞれの主体の役割、子ども参加や相

	<p>談救済の仕組み等を定める総合的な条例を制定し」というように、条例の内容についても書かせていただいています。</p> <p>最後に、1番最後の段落のところになりますけれども、ここでは子どもは杉並を作っていくパートナーである、というようなことを盛り込めないかという意見を踏まえまして、最後の段落2行目のところで、「区を共につくっていく子どもの思いを踏まえたものになることを望みます」というような表現で追記をさせていただきました。</p> <p>また、その後に「当事者となる子ども自身が条例を読んだときに、内容としても、条文の表現としても」ということで、追記をさせていただいているところです。</p> <p>私からは以上です。</p>
野村会長	<p>いかがでしょうか。</p> <p>私も結構追記をしまして、かなり具体的な内容になっているかなと思います。</p> <p>相談・救済機関については、あまり議論する時間もなかったのですが、皆様との間ではすでに合意されている内容かなということで、書き下ろしているということになります。</p> <p>それから15ページの1番上の1行目で、「実は人それぞれ、その解釈には違うところがあり」の「解釈」と言う言葉もなかなか難しいので、ここでは「考えていることには、違うところがあり」くらいでよいのかもかもしれません。解釈でなくても、子どもの権利というのは、すでに多くの人が耳にしている言葉だけれども、実は人それぞれ考えているところには違いがある、ということだと思います。</p> <p>その他には特にコメントはありませんが、いかがでしょうか。少し書き足しが多くなっていますけれども、今日の議論の中で合意できるであろうということを追記してあります。</p> <p>よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。</p> <p>あとは付属資料としていろいろついています。答申の形としてはなかなか難しいなあとと思ったところもあります。</p> <p>まだもう1つありました。どなたかがですね、力強い前書きとか、何かすごいハードルを出してきていただいて。力強かったですか、何て言いましたでしょうか。</p>
向井委員	<p>「迫力」です。</p>
野村会長	<p>「迫力」のあると言われましても、みたいなやり取りがありまして手が震えて書けなかったのですが一応書いてきましたので、今日初めて皆さんにお示しをする「はじめに」です。ちょっと読み上げます。</p> <p>「当審議会が杉並区長から、『杉並区における子どもの権利に関する条例制定を見据えた子どもの権利擁護の考え方や区・地域団体・事業等の役割、相談支援の仕組みなど本区における子どもの権利擁護をより一層推進するために必要な方策について』、という長いタイトルの諮問を受けたのは、令和5年8月28日のことです。</p> <p>すでに、現在、東京都では、令和4年4月1日に『東京都こども基本条例』が、国では、令和5年4月1日に『こども基本法』が、子どもの権利条約の精神のつとめるものとして制定され、施行されています。また、都内の区市町村でも子どもの権利条例が作られてきており、その意味では、法律や条例を整えて、『こどもまんなか社会』を作っていこうという気運が高まっているといえます。</p>

	<p>『こどもまんなか社会』は、翻訳して言うと、『子どもを権利の主体と捉え、その権利を、子ども施策を通じて保障する社会』です。当審議会では、こうして作られる杉並区を、「子どもにやさしい杉並」としました。想像してみてください。子どもにやさしい杉並とはどんな杉並でしょうか。杉並区は、ゆう杉並など、子どもの意見を大切にしてきた区です。こうした取組が点から面に広がっていくことが期待されています。</p> <p>ここに、区からの諮問に対して答申を提出することになりますが、この間、部会を含め 10 回にわたる審議では、それぞれの委員が得意とするところの意見を、互いに聞きながら議論を重ねてきました。また、当審議会でも審議していることを、子どもワークショップを通じて子どもたちに聴いてもらい、意見を沢山もらいました。また、それぞれの委員が子どもの意見を集めたりもしました。この答申はその集大成です。</p> <p>子どもの権利は、まだまだ共通理解を得られていないとばかり、「子どもの権利とは何か」から広く伝えていく必要があります。そして、区が行っている子ども施策を、本答申が提案するように、条例で仕組みを整えて、子どもの権利にふさわしい形で実施していく必要があります。子どもの思い、考え、意見が真剣に受け止められ、それが活かされて実現される「子どもにやさしい杉並」。その実現のために、本答申が役立てられることを期待します。」と。</p> <p>(一同拍手)</p> <p>一応いいでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>ということで答申の前書きですが、本来であれば審議の経過を何かしら本文に記載したほうがいいかなと思いましたが、答申としては 1 の「杉並区の子どもの現状と課題」から始まるということで、若干 10 回の審議というのを「はじめに」の本文に入れておきました。なので、審議の経過というのを冒頭に持ってこない代わりに、この 10 回の審議というところにカッコで付属資料 4 としていただくと、後ろの資料と関係づけられていいかなと思った次第です。</p> <p>ということで、答申案全体の説明ということになりますが、よろしかったでしょうか。</p> <p>今日、いくつかのご意見をいただいております。5 日には答申ということですので、急ぎ検討させていただいて、答申案については会長副会長に一任ということによろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>そうしましたら、そのような進め方で最終案としてまとめさせていただきます。これまで、長らく審議をしていただきまして、皆様、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、その他ということで、今後のことも含めて事務局の方からよろしく願いいたします。</p>
<p>子ども政策担当課長</p>	<p>そうしましたら、その他で 2 点ございます。</p> <p>まず 1 点目が、審議会答申の区長への提出についてでございます。こちら、先ほど会長のお話にもございましたけれども、7 月 5 日の金曜日午後 5 時からということで、区長の応接室で答申の提出ということになります。当日の集合時間が午後 4 時 55 分と次第の方には記載されておりますが、10 分早めまして午後 4 時 45 分までに中棟 4 階の第 2 委員会室、前回の審議会の時の会場ですね、あちらにお集まりいただくようお願いいたします。</p> <p>もう 1 点、子どもワークショップの取組内容の発表と意見交換会につ</p>

	<p>いてです。こちらは、広報すぎなみを切り貼りしたようなA4サイズの資料を配布してございます。こちらは現在行っている、子どもワークショップシーズン2が7月までで計6回のワークショップが終了となりまして、8月4日の日曜日にこれまでの取組について発表を行うということになってございます。</p> <p>それと併せて、ワークや発表の内容と連動しているということで、この審議会の答申内容についてもご紹介をするというような形で考えておりますので、審議会の皆様にもぜひお越しいただいて、子どもたちの発表を聴いて、意見交換をしていただきたいと思いますと思っております。今回は興味がある方にも来ていただければということで、広報すぎなみ7月1日号に掲載をして一般公募おります。もし興味があるといった方がどなたかいらっしゃいましたら、ご紹介いただければと思いますので、よろしくお願いたします。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
<p>子ども家庭部長</p>	<p>最後にすみません、子ども家庭部長です。</p> <p>改めましてこの間、昨年8月からですから11か月ですね。本当に非常に長い間、大変熱心にご審議いただきまして誠にありがとうございました。最終的には、会長、副会長と答申という形でまとめさせていただきたいと思っております。</p> <p>つきましては、先ほど説明させていただいたように7月5日、区長に直接答申をお渡しするというところに、ご出席いただける方については、ぜひご参加いただければと思っております。</p> <p>今後の流れについても、少し説明をさせていただければと思います。まず7月5日に区長に対しまして答申を提出していただきまして、この受け取った答申案の内容を踏まえて、区の中で検討させていただきます。8月中に条例の骨子、フレームをまとめさせていただきます。9月の第3回区議会定例会で議会の方に骨子案として、まず報告をして参りたいと思っております。</p> <p>骨子の報告後は、区民等の意見提出手続き、いわゆる、パブリックコメントと言われるものをホームページ等で、こういう条例を作りたい、こういう骨子ですよということを、区民に周知をさせていただきます。これが大体10月ごろの約1か月間で周知をさせていただいて、様々な方からの意見を聞いて、その意見をうまくまとめていって、ご議決いただけるようにしなければならないということで、ここにも合わせて取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>条例は作って終わりではなく、審議会の議論でもありましたけれど、これからどのように権利の保障を仕組み含めてやっていくのか、というところが我々に問われているところかと思っております。これで終わりという話ではなくて、今回携わっていただきました審議会の委員の皆様含め、区民等と一緒に、どのようにすれば子どもの権利の普及啓発が進み、しっかりと仕組みとして、まさしく、皆さんの心の中にビルトインされていくような形になるかということ、考えて取り組んでいかなければならないかなと思っております。</p> <p>今後も、これで終わりということではなく、引き続き子どもの権利についての応援団、宣伝マンということで、引き続きご協力をいただければと思います。今後ともよろしくお願いたします。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>
<p>野村会長</p>	<p>ありがとうございました。</p>

	<p>これで閉会ということになりますけれど、これだけの子どもを集めて子どもワークショップを開いて、審議会の議論とかみ合う形で、子どもの意見を聴取したという例は、そんなにありません。</p> <p>その意味では、この審議会だけではなくて。子どもワークショップ等を企画、運営していただいた事務局の方にも本当にお礼を申し上げたいというふうに思います。</p> <p>そのような意味では、この答申に自信を持っていいかなと思いますので、この策定過程とともに、ぜひいろいろと伝えていただければと思います。</p> <p>ということでこれにて閉会でよいですかね。はい。</p> <p>ではこれで本年度第3回の審議会を終了したいと思います。</p> <p>皆様どうもありがとうございました。お疲れ様でした。</p>
--	---